平成２４年（フ）第１５号
鹿児島県霧島市隼人町姫城656番地天降川ハイツ103号
債務者　沼口ヒデ子（旧姓義村）
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第５２号
兵庫県宝塚市亀井町８番46号
債務者　虎口　具久
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３１３号
広島県福山市芦田町大字福田1538番地
債務者　松本商事こと　松本　道明
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第３６６号
徳島市川内町竹須賀７番地　市営住宅19号
債務者　小笠　祐子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４２４号
徳島県板野郡藍住町勝瑞字西勝地300番地７、旧住所徳島市八万町橋本84番地の１
債務者　岡本亜里沙
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１号
徳島県名西郡石井町高川原字桜間203番地３
債務者　中川　綾乃
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６号
徳島県吉野川市川島町山田字中須賀143番地
債務者　吉田　武行
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１号
長野県上田市岩下371番地１
債務者　荻原　一馬
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１４４３号
広島市安芸区矢野西６丁目23番30―201号、申立時の住所大阪府豊中市上津島２丁目９番31―403号
債務者　井上　正人
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５４１号
大阪市北区池田町１番２―328号
債務者　坂元美智代
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９３１号
大阪市城東区蒲生２丁目７番43―512号
債務者　須藤亜里沙
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７１４号
大阪府寝屋川市田井西町19番17―506号
債務者　安達　正明
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０号
大阪市都島区中野町２丁目15番２号　富士マンション
債務者　小田　眞義
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４６号
大阪市平野区長吉出戸４丁目４番27号
債務者　松岡伸二郎
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５３号
大阪市港区港晴３丁目８番19号
債務者　出口　理恵
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８６号
大阪市東淀川区豊里１丁目11番34号　ショウカンハイム403号、事業所所在地大阪市北区本庄西２―12―３　１Ｆ
債務者　カフェ＆ランチまぁ～ちゃんこと　荒井　正人
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０５号
大阪市北区大淀中３丁目６番24―503号　ランドマークシティ北梅田
債務者　田中めぐみ
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部